

2016年7月15日

佐賀県知事
山口 祥 義 様

日本労働組合総連合会佐賀県連合会
会 長 青 柳 直

要 請 書

(連合佐賀 2017～2018 年度 政策・制度要求書)

拝啓 貴職におかれましては、県民生活の向上と県政発展のため、日々ご尽力されておられますことに深く敬意を表します。また、平素は連合佐賀の諸活動に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私たち連合は、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる社会を求めています。

経済・社会の現状を見ると、デフレ脱却と経済再生に向けた目標を掲げているアベノミクスの政策効果は一部にとどまっており、国内総生産の6割を占める個人消費を喚起するものとはなっていません。また、完全失業率や有効求人倍率では雇用情勢は改善しているものの、非正規労働者の割合は4割を超えています。雇用の質の改善と労働条件の復元は後回しにされ、雇用者間の格差や貧困が拡大するなど働く者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。加えて、少子高齢化の急速な進展による支え手の減少に直面する中、持続可能で安心できる社会保障制度への改革は不十分となっています。

このような中「働くことを軸とする安心社会」の実現のために、2年ごとに実施する組合員の「1人1要求アンケート」による要求課題、またNPOや友誼団体などから幅広い分野の要望・意見等をいただきながら集約し、地方行政に対する生活改善を求めた政策制度要求事項として、14分野27項目78事項による「2017-2018年度政策制度要求書」として取りまとめました。

連合佐賀としては、2017年度予算に反映できるよう20項目程度に重点要求を絞るなど、より実現可能な政策制度へとなるよう、精一杯の取り組みを進めていく決意です。

つきましては、別紙により「2017-2018年度連合佐賀政策制度要求書」を提出いたしますので、県行政ならびに関係機関に反映していただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、本要求に対しましては、重点要求への文書回答と関係部局長との交渉・協議ならびに来年度予算への措置状況報告の取り組みを、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

2017～2018 年度 佐賀県に対する政策・制度要求書

～ 要求分野 ～

| | | |
|--------------------|-------|-----|
| 1. 経済政策 | | P 2 |
| 2. 雇用・労働政策 | | P 2 |
| 3. 中小企業政策 | | P 3 |
| 4. 福祉・社会保障政策 | | P 4 |
| 5. 働く女性の健康増進に関する政策 | | P 6 |
| 6. 住宅、交通・運輸政策 | | P 6 |
| 7. 教育政策 | | P 7 |
| 8. 環境・エネルギー政策 | | P 7 |
| 9. 食料・農林水産政策 | | P 7 |
| 10. 消費者政策 | | P 8 |
| 11. 防災・減災に関する政策 | | P 8 |
| 12. 男女平等政策 | | P 8 |
| 13. 政治改革 | | P 9 |
| 14. 公務員制度改革 | | P 9 |

14 分野、27 項目、78 事項

1. 経済政策

(1) 地方税財政の確立

- ① **マイナンバー制度**の運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、地方自治体の税務行政体制の整備や担当職員の養成を行うとともに、利用範囲や個人情報保護に関する条例の改正等をはかること。
- ② 税制改正の内容について、住民や企業への周知・広報活動を行うこと。
- ③ 地方の歳出について、住民ニーズに沿ったものとするよう、地域ごとに政策・行政評価、情報公開を行い、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定すること。
- ④ 財政情報や財政運営情報を開示し、議会審議や監査の充実、オンブズマンによるチェック等、地方自治体財政の健全性確保に向けた仕組みを構築すること。
- ⑤ 地方税財源の充実・確保を図るため、地方交付税交付金の十分な確保と国の関与を最小限に止めるよう求めるとともに、地方財政計画の策定や地方交付税算定に関する自治体の意見を反映させるため、「国と地方の協議の場」の定例的な開催を求めること。

(2) 地域の多様な主体との連携強化による産業政策と雇用創出の一体的推進

- ① 2015年9月に策定した「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においてお基本目標として掲げる「新規雇用創出数5,000人(5年累計)」の達成に向け、地域にある資源の見直しや産業の掘り起こしを行い、中核となる地場産業等の企業群を定め、地域の多様な主体との連携を図り、関連企業・大学の誘致・育成を進めること。また、都道府県・市町村が企業を支援する際は、対象企業が継続的に雇用環境の改善や地域社会に貢献することを条件に加えること。
- ② 現場力を担う技術・技能人材の育成・継承の支援とともに、インターンシップを単位として認める制度を普及させるなど、地域企業と連携した高校・大学などにおける職業人としてのカリキュラム強化を行い、勤労観の確立につながるよう努めるとともに、若年労働者の就業意識の向上をはかること。
- ③ 観光案内所の増設、交通機関等での多言語表記、^{※1}ICTを活用した多言語情報の提供等ハード面の整備を進めるとともに、通訳案内士の養成等多言語人材の育成を推進するなど観光産業の活性化をはかること。

(3) 地域の関係者の創意工夫を活かした地域雇用対策の推進

- ① 事業やプロジェクトの運営に労働者の意見を反映するため、事業等に関する協議会等への労働者団体の参加を確保すること。
- ② 国・都道府県・市町村・地元経済界などで構成される地域雇用創造に関する会議や協議会などへの労働者団体の参加を確保し、地域の雇用創出、地域活性化策などについて総合的に検討すること。

2. 雇用・労働政策

(1) 労働行政の強化

- ① 平成27年9月7日、佐賀県、佐賀労働局、佐賀県経営者協会、連合佐賀は、働く者が意欲と能力を十分に発揮し、安心して働ける環境の整備に向けて、年次有給休暇の取得

促進をはじめとした「働き方改革」に向けた共同宣言に署名し、市町自治体や各団体等と連携しながら取り組みを進めている。佐賀県は、全国より労働時間が長く、年次有給休暇の取得も低調であるため、時間外労働の縮減や年休取得促進の取組を一層強化すること。併せて、出産、育児、介護等それぞれのライフステージに応じた多様な働き方ができる環境整備に取り組むこと。

- ② 佐賀労働局が2015年11月に行った「ブラック企業」に関する立ち入り検査によると、調査事業所(42事業所)のうち78.6%に当たる33事業所で労働基準関係法違反が、45.2%の19事業所で時間外労働の違反が確認されている。労働基準関係法違反の黙認は、労働者の健康と安全に直接影響を及ぼすことから、労働局による法違反への適正・厳格な対応の徹底を求めること。
- ③ 労働相談への支援や労働教育講座の開催、労働関係調査の委託事業の充実など、地方における労働行政の充実・強化をはかること。

(2) 求職者・利用者の利便性向上に向けた就労支援・生活支援の一体的実施の推進

- ① 現在、県内の3市(佐賀、鳥栖、唐津)がハローワークと連携して行っている、就労支援と生活支援の一体的実施について、さらなる推進を図るとともに、求職者・利用者の利便性を向上させるため、運営協議会への地域労使の参画をはかること。

(3) 将来の日本社会を支える若年者に対する実効的な雇用対策の実施

- ① 2016年3月に施行された「若者雇用促進法」により、新卒者のみならず中途退学者も支援の対象となったことから、職業紹介事業者や求人情報提供事業等の就職支援関係者、地域若者サポートステーション等の関係者が連携し、ニートや中途退学者等に対して就労支援体制の整備強化をはかるとともに、職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供すること。
- ② 国、学校、労使団体等と連携し、若者が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を学ぶ機会や、相談窓口などの確保をはかること。
- ③ **UIJターン**を含めた地域での就職を積極的に支援するため、佐賀県が産学官の関係機関と一体となって県内企業の人材確保を支援する「佐賀県産業人材確保プロジェクト」のさらなる推進をはかるとともに、良質な雇用の創出と若者が活躍できる場の確保に向け、同プロジェクトへの登録企業の開拓に努めること。

3. 中小企業政策

(1) 適正な水準への最低賃金の早期引き上げと監督行政の強化

- ① 最低賃金の引き上げ、中小企業支援策拡充等に取り組むこと。
- ② 特定(産業別)最低賃金の適用労働者数が適切に把握できるよう労働局に公表を働きかけること。

(2) 公契約条例の制定による公契約の適正化

- ① 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として、市町自治体と連携し、公契約条例の制定に向け前向きに検討を進めること。

4. 福祉・社会保障政策

(1) 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実

- ① 生活困窮者をその個々の事情、状況等に合わせ包括的・継続的に支えていくため、**生活困窮者自立支援制度**の実施体制の整備をさらに進めること。
 - a) 県内では10市の生活自立支援センターとその他10町をカバーする佐賀県生活自立支援センターが担っているが、制度のさらなる充実に向けて、制度の周知と支援を行う人材の育成、民間団体・NPO、社会福祉協議会への支援を進めること。
 - b) 生活困窮者自立支援の必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金）については県内の全センターで実施しているが、任意事業（就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業等）については、県内の各センターで実施にばらつきがあることから、任意事業の積極的な実施を促進するとともに、その財源については、必須事業と同様に国の補助を4分の3とするよう、国に働きかけること。
- ② 「子どもの貧困」の解消に向けて、教育の機会均等を保障する。
 - a) 2016年3月に策定された「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、市町との連携を図りながら地域における貧困家庭の子どもの実態を十分に把握し、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行い、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。
 - b) 「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充すること。

(2) 切れ目のない医療を提供する体制の確立

- ① 「**佐賀県地域医療構想**」の実現に向け、地域医療構想調整会議の協議や施策の取り組み状況を定期的に把握し、進捗に応じて施策を改善すること。また、地域医療構想調整会議においては、保険者の意見を聴くだけでなく、被用者保険加入者をはじめとする住民の意見参画の機会を確保し、意見反映に努めること。
- ② 「佐賀県地域医療構想」の実現に必要な医療従事者の人員体制を確保するため、「佐賀県医療勤務環境改善支援センター」の取り組みを強化し、処遇や勤務環境の改善を通じて医療従事者の離職防止や医療の質の向上をはかること。また、医療勤務環境改善支援センター運営協議会に労働者の立場からの意見反映に務めること。
- ③ 「地域医療介護総合確保基金」の活用に関する都道府県計画については、市町や事業者等からの要請を尊重し、地域にとって必要性・公益性の高い事業に対して適切に計画案を示すこと。また、都道府県計画の策定→進捗管理→結果検証→計画見直しというPDCAサイクルによる実行の仕組みを確立すること。
- ④ **第7次医療計画（2018～2023年度）**の検討に向けて、都道府県医療審議会など検討の場に、被保険者、住民、保険者（健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保）を委員に加え、委員構成が医療提供者に過度に偏ることのないようにすること。

(3) 介護サービスの充実と人材の確保

- ① 要支援者に対する予防給付が、2017年度末までに市町村による**介護予防・日常生活支援総合事業**へ移行するにあたり、市町の財政状況等によってサービス水準の格差が拡大しないよう必要な財源を確保し、利用者にとって必要な支援が適切に提供される体制を整備すること。

- ② 厚生労働省の推計では、2025 年度には約 38 万人の介護人材が不足すると見込まれていることから、国の地域医療介護総合確保基金等を活用して介護職員の処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性向上および人材の定着をはかること。
- ③ 「地域包括ケアシステム」の整備にあたっては、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるために、質・量ともに十分なサービスの提供体制を整備するとともに、家族の介護を担う労働者が、介護をしながら働き続けることができるよう、総合的な相談・支援体制を充実させること。

(4) 障がいのないインクルーシブ(包括的)な社会の形成に向けた取り組み

- ① 障がい者の自立支援と社会参加を促進する事業の実施にあたっては、2015 年 3 月に策定された「第 4 期佐賀県障害福祉計画」に基づき、利用者の実情に応じた障がい者支援サービスを適切に提供すること。また、職員等への障がい者に関する理解を促進するために必要な研修を実施し、窓口において適切な対応が行われるよう徹底をはかること。
- ② 障がい者の権利を保障するため、関連法の実効性を高める取り組みを推進すること。
- ③ 高齢者福祉や障がい者福祉等を含めた総合的な「[佐賀県地域福祉支援計画](#)」が 2015 年 12 月に改定されたが、障がい者や住民など当事者の意見や当事者参加の下で計画の実施状況を検証しながら、地域のなかで全ての人が互いに支え合うという地域福祉を推進すること。
- ④ 障がい者への差別禁止と公的機関に合理的配慮の提供を義務付けた「障害者差別解消法」が 2016 年 4 月から施行されたことを受け、法の実効性を高めるため、差別解消地域協議会への当事者の参画を保障するとともに、同法の施行について市民への周知・啓発を徹底すること。
- ⑤ 2018 年 4 月より、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が追加されることから、精神障がい者への理解啓発と雇用促進に向けた環境整備を図るとともに、障害者就労支援コーディネーターなど障がい者の就労支援を担う人材の確保と育成をさらに進めること。

(5) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもの豊かな育ちの環境の確立

- ① 佐賀県「[子育てし大県さがプロジェクト](#)」の趣旨である、結婚、出産、子育ての希望がかなう環境を整え、「佐賀で子育てをしたい」と思ってもらえる佐賀県づくりに向け、実効ある取り組みを推進すること。また、2015 年 4 月より実施された「[子ども・子育て支援新制度](#)」に基づき、子どもや子育て家庭がおかれている環境、地域の実情を踏まえ、適宜、プロジェクトの改善や事業計画の見直しを行うこと。
- ② 私立幼稚園も含めたすべての幼稚園・保育所が新制度に移行できるよう取り組みを進めること。
- ③ 保護者の就労や経済状況などによって異なることなく、すべての子どもに対する、より良い教育・保育環境を確保するため、インセンティブを設けつつ、既存の保育所および幼稚園の「[幼保連携型認定こども園](#)」への移行を促進すること。
- ④ 子どもの安心と健やかな成長のためには、幼児教育・保育の「質の確保」が必要であることから、幼稚園教諭・保育士等の労働条件と職場環境の改善（正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置等）を行うこと。また、2015 年 12 月に厚生労働省は「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」を発表し、保育士不足への緊急措置として、保育士資格を持たない者でも条件を満たせば保育の業務に携わることができるようになったが、保育の質の維持・向上の観点から、安易な要件緩和は行わず、保育士の有資格者の配置を原則とした制度運営を行うこと。

- ⑤ 地方版「子ども・子育て会議」に必ず労働者代表を参画させるとともに、会議を定期的に開催すること。（内閣府/子ども子育て本部「子ども子育て会議」）
- ⑥ 地域の実情に応じた子育て支援の実施に向け、放課後児童クラブ（学童保育）の小学4年生以上の児童の受け入れや、障がい児の受け入れなど多様なサービスが提供できるよう、引き続き市町への支援を行い、指導員への処遇改善及び職場環境の改善、研修機会の確保等の支援を行うこと。

（6）年金積立金の専（もっぱ）ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用

- ① 年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）における年金積立金の運用に関し、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制の構築等を国に求めること。

5. 働く女性の健康増進に関する政策

（1）女性活躍推進のための健康増進対策

- ① 日本医療政策機構は2015年に行った「働く女性の健康増進調査」の結果から、婦人科系疾患を抱える働く女性の年間の医療費支出と生産性損失を合計すると、少なくとも6.3兆円に上るとの試算をまとめた。婦人科受診や検診受診率の向上に向け、婦人科がん検診を定期健康診断項目に含めること。また、企業に対して、婦人科健診を含めた健康診断の受診勧奨を進めるとともに、検査費用の補助策の充実策を検討すること。
- ② 検診や婦人科受診の重要性、月経随伴症状の改善のためのオプション等についての正しい知識を提供するなど、啓発活動に努めること。

6. 住宅、交通・運輸政策

（1）安全・安心の住まいとまちづくりの推進

- ① 人口減少および高齢社会の観点から、過疎地域や高齢者世帯の多い地域等の交通手段確保に努めること。
- ② 増え続ける空き家が火災や倒壊などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう対策を強化すること。
- ③ 省エネ・低炭素社会の実現、高齢社会への対応の観点から、環境配慮、耐震、ユニバーサルデザイン等に適応した住宅や設備に対する税制優遇や費用補助を拡大すること。
- ④ さらなる環境負荷の低減に向け、長距離貨物輸送におけるモーダルシフトを推進し、トラック輸送、内航海運、鉄道など、物流手段の最適な組み合わせによる効率的な物流体系を構築する。また、そのための港湾施設や鉄道施設、配送拠点の整備を進めること。
- ⑤ 交通政策基本計画の着実な推進を行うとともに、交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）の観点から、市民生活に必要な地域公共交通に助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線の維持対策を行うこと。特に生活用品等の購入に困難が生じている「買い物弱者」対策を推進すること。
- ⑥ 公共交通については、特区制度を活用する場合も含めて、国民生活の安全・安心を保障することを前提とし、単なる利便性や効率性の追求による安易な規制緩和は行わないこと。

7. 教育政策

(1) 教育の機会均等の保障と貧困の連鎖防止、労働教育の推進

- ① 働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任などに関する知識を深め活用できるよう、学校現場におけるカリキュラム化を推進すること。
- ② 自立した社会人としての基本的な知識・意識を身につけるための主権者教育を推進すること。
- ③ 貧困の連鎖を防ぎ、家庭の経済状況の格差が教育の格差につながらないよう、高等教育における給付型奨学金の導入などを通じて、すべての子どもが学ぶための教育機会を保障すること。また、富山県や山口県などで導入されている、地方創生枠を活用した奨学金の返還支援制度について、佐賀県でも導入を検討すること。
- ④ いじめ・体罰問題の解消に向けて、養護教諭を全校に複数配置するとともに、「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」でも重点施策として示している、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置事業を積極的に進め、すべての小・中学校に常勤配置すること。
- ⑤ 教職員の業務の複雑化・多忙化が進むなか、子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かい教育を実施するために、小学3年生以上の少人数学級やTTを推進し、当面35人学級の対象学年の拡大に向けて、必要な教職員の確保に努めること。

8. 環境・エネルギー政策

(1) 環境保護と経済発展の両立

- ① 「公正な移行」の確保を前提として、環境保護と経済発展を両立させ、自然と共生できる「グリーン経済」への転換を推進すること
- ② 国民運動としての省エネ・節電を積極的に支援・推進するとともに、環境・エネルギー技術の深化・革新を通じて温室効果ガスの排出を抑制すること。
- ③ 2014年3月に改定された「[地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画](#)」を踏まえ、自らの事務・事業について温室効果ガス排出量を削減、循環型社会づくりの取組みを推進し、地球温暖化対策について地域を先導すること。

(2) 玄海原子力発電所の再稼働への対応

- ① 現在停止中の玄海原子力発電所について再稼働が判断（原子力規制委員会・新規制基準に適合した時点）された場合、国や電気事業者、ならびに地元自治体や近県自治体とも十分な連携を図り、県民はもとより経済界等に対し、原子力立地県としての対応姿勢など十分な説明を行うこと。

9. 食料・農林水産政策

(1) 食料自給力の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成

- ① 2015年11月に策定された「佐賀県「食」と「農」の振興計画2015」の2本柱である、「稼げる農業の確立」と「さが農村の魅力アップの実現」に向け、県産農産物のブランドイメージの向上や新規就農者の定着支援、6次産業化による農村ビジネスの創出など

を着実に進め、安定した生産活動の維持・発展、競争力強化に資する経営基盤の体質強化を図ること。

- ② 生産地から食卓にわたる食品の安全性の確保・品質管理の徹底をはかるとともに、消費者に対する適切な情報提供を行うこと。また、食育や消費者教育の推進やフードチェーン全体の連携強化のための支援、食べきり推進協力店の登録の推進、佐賀市が取り組む「3010運動」の推進などを通じて、食料廃棄の削減を推進すること。
- ③ 農山漁村・農林水産業が有する水源かん養や、洪水防止、生物多様性保全など、地球環境の保全に資する多面的機能を持続的に発揮するため、農地や山林、海洋資源の維持・管理を支援する制度の拡充をはかること。
- ④ 地球温暖化の森林吸収源対策として、間伐等の森林整備に要する財源を毎年安定的に確保すること。

10. 消費者政策

(1) 消費者の視点に立った消費者政策の推進

- ① 増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に対応し、特に高齢者や障がい者をはじめとする消費者の保護をはかること。
- ② 消費生活センター及び消費者相談窓口の相談員は、複雑化・高度化する消費者問題に係る専門的な知識や聞き取り・助言、事業者との交渉技能など高度な専門性が求められるにも関わらず、消費者庁の「平成27年度地方消費者行政の現況調査」によると、雇用形態については77.4%が任期の定めがある非常勤職員であることから、消費者行政の組織体制の充実や機能強化をはかるためにも、相談員の雇用形態・処遇の改善、能力開発の充実を推進すること。

11. 防災・減災に関する政策

(1) 総合的な防災・減災対策の充実

- ① 平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、住民への周知を行うとともに、「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつなげること。
また、地方防災会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保すること。
- ② 多発している土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林管理を重点的に行うとともに、斜面の崩壊や堤防決壊等を防ぐ工事などを強化すること。
- ③ 住民、地域組織、民間企業などと連携し、発災時には特性の違う複数の手段による被害状況を収集・集約・精査するとともに、防災関係機関、報道機関、ライフライン、公共交通機関との情報共有をはかること。

12. 男女平等政策

(1) 雇用における男女平等の推進

- ① 2016年3月に改定された「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」は、女性活躍推進法

に基づく推進計画としても位置づけられているが、その推進計画に基づく施策の実施状況の評価・点検等について議論する協議会等に働くものの代表を委員として加え、意見を施策に反映させること。

- ② 域内の事業主行動計画に関する情報を収集すること。その際、中小企業の策定状況や、男女の賃金の差異、非正規労働者に対する取り組みの情報などを重点的に把握し、公表すること。

(2) 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- ① 2016年3月に改定された「[第4次佐賀県男女共同参画基本計画](#)」の3つの基本方向の下、男女共同参画社会実現のため、8つの重点目標の実現に向け、各種施策に積極的に取り組むこと。
- ② 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「[性暴力救援センターさがmirai](#)」については、女性相談員の増員や相談にあたる職員の正規職員化など、相談対応に関する更なる質の向上に努めること。また、ひとり親をはじめ様々な困難な状況に置かれている女性等の困難解消に向けた環境整備を進めること。
- ③ 教育現場をはじめとする公共サービスの提供にあたり、性的指向や性自認に関するきめ細かな対応を図るため、研修の実施や各種相談体制の整備を行うこと。

(3) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

- ① 家族介護者の仕事と介護の両立に向けて、[地域包括支援センター](#)等において、両立支援制度と介護保険サービス等の情報提供を行うとともに、相談対応の強化をはかること。
- ② 妊娠・出産・育児期に離職する女性が依然として多く、妊娠や出産を理由に退職や雇用形態の変更を強いるマタニティ・ハラスメントも増加していることから、男性の働き方の見直しも含め、男女がともに安心して子育てしながら働き続けられる環境の整備に向けて、両立支援制度等の情報提供や相談対応の強化をはかること。

13. 政治改革

(1) 地方議会の活性化と投票しやすい環境の整備

- ① [2016年4月6日成立の改正公職選挙法](#)の趣旨を踏まえ、投票率と利便性の向上のため、期日前・選挙当日ともに、駅構内やショッピングセンターなど頻繁に人の往来がある施設に共通投票所の設置を検討すること。
また、期日前投票時間の弾力的な設定を行うこと。
- ② 「[18歳選挙権](#)」の導入に伴い、若者の政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育むための取り組みを推進すること。

14. 公務員 制度改革

(1) 公正・公平な公務労働の実現

- ① 賃金・労働条件の決定は、地方自治の本旨のもと、労使の自主的交渉に基づき決定するよう求めること。
- ② 都道府県・市町村で働く臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定をはかるとともに、一時金等の手当が支給可能となるよう地方自治法の改正を国に働きかけること。